

令和6年第2回定例会 口頭報告

(令和6年6月19日)

令和5年度の工事監査その他2件の監査結果について、ご報告いたします。

1件目は、工事監査についてでございます。今回は、工事件名「東綾瀬中学校改築工事」について、公益社団法人「大阪技術振興協会」に技術調査を委託し、調査結果を参考に監査を実施いたしました。監査した限りにおいて指摘事項は特にございませんでしたが、2点を監査委員意見として付しております。

1点目は、工事の進捗管理についてです。建築及び各設備工事の分離発注では、工事関係者が関連工事の進捗状況について認識を共有し、工事を効率的に進めることが重要です。本工事においては、全体実施工程表において、主体となる建築工程と設備工程との関連作業の接点が表現されていないため、関連工事に対する把握及び調整が十分とは言えない部分があります。建築工程を基準として、電気、空調、給排水の各設備工程との関連を同一の工程表に反映させて作成し、目につきやすい場所に掲示することで、施工に対する現状を工事関係者全員に周知させるとともに、工程上の

マイルストーンや個々の工事内容の進捗状況を点検し把握した上で、工程上の遅延に対する改善策をその都度明示させることが望ましいと考えられます。

2点目は、第三者に対する賠償責任保険の加入についてです。各工事事業者に対しては、第三者に対する賠償責任保険の付保は任意となっていることから、未加入の工事事業者が認められました。不測の事態に備え、今後は、各工事事業者に対し、仕様書により保険加入を義務付けることが望ましいと考えられます。

以上2点について、今後実施される工事に反映させ、より安全かつ効率的な施工に尽力されることを望むものであります。

2件目は、区が補助金などの財政支援や出資等を行っている団体と、その所管課を対象とした財政援助団体等の監査についてでございます。

監査した限りにおいて指摘事項は特にございませんでしたが、公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンターについて、1点監査委員意見を付しております。

勤労福祉サービスセンターは、足立区内の中小企業勤労者等の生活の向上及び中小企業の振興に寄与することを目的とする公益法人であります。公益法人は、

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律において、公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないという「収支相償」が求められております。

しかし、勤労福祉サービスセンターでは、令和2年度から決算剰余金が生じており、令和4年度の剰余金解消計画が未達に終わり、4年度末の決算剰余金残高は1,127万円余を計上し、更に、令和5年度の決算においても剰余金残高はさらに拡大する見込みとなっておりました。実際、5年度末の決算剰余金累積額は1,428万円余に拡大しております。

このような現状は、公益法人として、公益目的事業収入のすべてを公益目的事業に対し支出し、会員サービスの向上に還元すべきところ、これが実現されていないことを意味し、公益法人のマネジメントとして問題であります。

勤労福祉サービスセンターにおいては、剰余金を有効に活用して、課題となっている会員増強に向けた具体的な計画を策定、実行し、早期に収支相償要件を満たすべく適切なマネジメントを遂行されることを求めるものであります。

3件目は、指定管理者制度に基づく指定管理者と、その所管課を対象とした監査についてでございます。

監査した限りにおいて指摘事項等は特にございませんでした。

以上が、令和5年度の工事監査その他2件の監査結果でございます。

執行機関及び各団体におかれましては、今後とも適切な事務の執行を期されますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、監査結果の報告とさせていただきます。